



NO.52

2017. 2

発行人 高橋 修一

発行所 事務局

編集 企画総務委員会 (委員長 竹田 匡)

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2.7 4階

TEL.011-213-1313/FAX.011-213-1314

UD ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
FONT より多くの人に見やすく読みまちがえにくい
デザインの文字を採用しています。

かわら版

目次

1	福祉ニュース解説	2～3
2	部会からの報告	4
3	ベテラン社会福祉士の視点	5～6
4	道内ぐるぐるリレーエッセイ	7
5	新人社会福祉士の紹介／ 事務局からのお知らせ	8
6	クロスワード	9
7	地区支部からのお知らせ	10

=事務局から=

★ 年会費の引き落としについて ★

2017年度年会費の引き落としは、4月27日となります。口座残高の確認をお願いいたします。

また、HDCへの預金口座振替依頼書をまだ提出されていない方が多数おられます。会費の管理事務に支障をきたしておりますので、ご提出くださいますようご協力のほどお願いいたします。

— 会員の動向 (12月31日現在) —

○総会員数 1,835名(男性974名 女性861名)

○入会率 20.18%

○新入会員数 (転入含) 127名 (累計)

○退会員数 (転出含) 22名 (累計)

【福祉ニュース解説】

「キーワードは123～平成30年の障がい者の就労支援を取り巻く状況～」

公益社団法人北海道社会福祉士会
副会長 山本 幸治

平成30年4月は、障がい者の就労支援に関し、期せずして法令番号が同じ「123号」の2つの法律が改正施行される重要な節目となります。障がい者の就労支援を取り巻く状況、各法改正の趣旨や意義を皆様と共有できればと存じます。

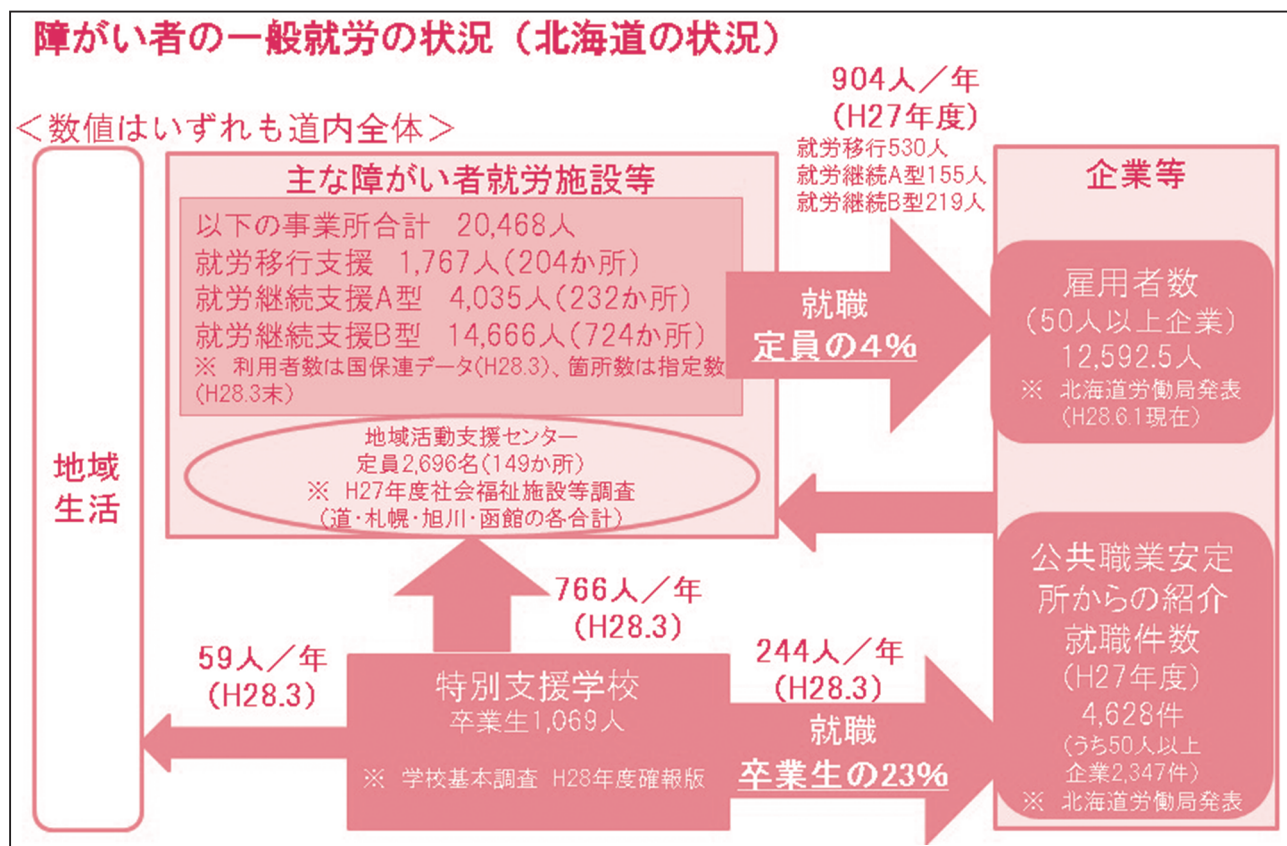
始めに、障がい者の一般就労の状況を、道内の統計数字をもとにお伝えいたします(下図のとおり)。

学校基本調査によると、特別支援学校の卒業生(1,069人)は、7割(766人)が

就労移行支援事業所等の福祉的就労に、2割(244人)が民間企業等の一般就労に進むというのが現状となっております。この一般就労に進む割合は、年々増えていますが、大幅に増える状況にはありません。

また、北海道が道内の就労移行支援・就労継続支援の各事業所に調査を行いました、福祉的就労から一般就労への移行者数ですが、平成27年度は904人、就労移行支援・就労継続支援の各事業所の定員に対する割合は4%となっており、この割合も年々増えてきましたが、今回は微減となりました。次に各法律の改正の概要です。

1つ目は「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)です。法改正のポイントとして、「法定雇用率の算定基礎の見直し」が行われます。



法定雇用率は、雇用者及び失業者全体に占める障がい者の割合の現状を勘案して、設定されております。この法定雇用率を設定する際に、分子の障がいのある方の人数に、今後は精神障がい者が入ることになります。

平成 25 年において法定雇用率が引き上げとなったときの計算では、

$$\frac{\text{(雇用・失業) 障がい者 (76.0 万人)}}{\text{(雇用・失業) 労働者 (3668.6 万人)}} = 2.072\%$$

となり、民間企業の法定雇用率は 2.0% となりました。

平成 28 年の全国の 50 人以上の民間企業における精神障がい者の雇用者は 42,028.0 人だったので、単純にその分を分子に足して計算すると、2.18% となります。

あるいは、平成 23 年の「生活のしづらさなどに関する調査」において、18 歳から 64 歳までの精神障害者保健福祉手帳所持者は 40 万 8,300 人と推計されており、仮にこの半分が分子に加わるだけでも 2.6% となります。

このように法定雇用率は、働きたい障がい者の人数に連動しており、経過措置適用の可能性もありますが、各者において精神障がい者を雇用しないと、今後法定雇用率を満たせなくなる可能性が高まっています。

2 つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）です。

法改正のポイントとして、「就労定着支援」という障害福祉サービスが新設されます。

サービスの内容は、就労移行支援等の利

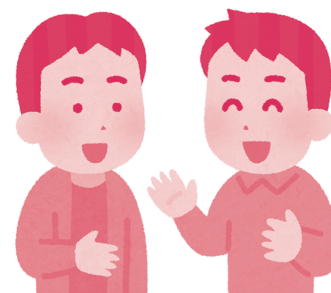
用を経て一般就労へ移行した障がい者であって、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施するものです。

誰にとってもそうですが、就労は何かしらの生活環境の変化を伴うものであり、生活リズム、家計や体調の管理を適切に行うことができないと、仕事にしっかり取り組めません。

現状でも、「就労移行支援」というサービスで、就職後のアフターケアはできますが、「就労定着支援」により、例えば遅刻や欠勤の増加、業務中の居眠り、身だしなみの乱れ、薬の飲み忘れといったサインを見逃さず、長く働き続けられるよう、企業に送り出す側が、きめ細かい支援をできるようにします。

このように、障がい者の就労支援を促進するための施策は準備されました。

就労はゴールではなく、これからも続く長い道のりの通過点でしかないはずです。意向も踏まえながらアセスメントを丁寧に行い、ペースに合わせながら一步一步着実に支援する必要性がますます高まったといえます。



【部会からの報告】

公益社団法人北海道社会福祉士会

子ども未来部会

部会長 櫻井 宏樹

現在、全国の子どもの6人に一人が貧困といわれており、子どもの貧困や虐待、いじめ、不登校、また障がい児支援体制のあり方等、子どもを取り巻く状況は、深刻な社会問題として認識されており、各種法改正や制度施行が進められております。

これらの問題は、制度充実と併せて、子ども福祉分野専門職、また、学校教育機関、さらには地域や行政と一体的に連携を図りながら進めて行かなければ解決への道筋が見えて来ないと考えます。

このたび本会では、未来ある子どもたちが安全に安心して成長できる社会の構築を図るため、また、子どもたちの成長する環境の整備等を目的として、昨年10月の理事会において「子ども未来部会」を新たに設置いたしました。

この部会設置にあたり、全道各地区支部からの委員推薦と、全道域からの会員公募により、日頃の業務、活動で子どもに関わる現場で活躍している本会会員6名が委員に就任いただき、早速、昨年12月に第1回子ども未来部会を開催いたしました。

第1回目の部会では、児童相談所、スクールソーシャルワーカー、放課後児童支援員、障がい児施設、児童養護施設職員等、各委員の現場活動経験から見える子どもの貧困

や虐待の実態、また、その切実な現実と制度の狭間で日々身を削りながら戦う職員の葛藤など、様々な視点から子どもを取り巻く課題について共有し、今後の活動の方向性を協議しました。部会での意見交換を通し、改めて制度の枠内だけ、さらには担当分野だけで支援をするのではなく「子どもの生活」を俯瞰しながらインフォーマルも含めた他職種連携のあり方を構築する必要性を実感いたしました。

しかし、昨年8月に本会企画総務委員会が全道市町村を対象に実施した「北海道内の市町村における子ども家庭福祉に関する調査」の結果を見る限り、子どもに関する各制度、計画については、概ね整備されている状況ですが、問題解決に向けた各制度間の連携がどれだけ有効に機能しているのかが把握出来ませんでした。

これまで国が示す政策等を見る限り抜本的な解決に至るとは思いません。しかし、前には進めなければならない現実が目の前にあります。これらの問題が解決する日を見るのは、我々の世代ではなく、子ども未来部会が対象としている「未来の子どもたち」なのかもしれません。

これからの部会活動を通じて、私どもに出来ること、行わなければならないことを前向きに議論していきたいと思っております。



【ベテラン社会福祉士の視点】(道央)

「聞くと聴くと訊く」

氏名：菅 しおり

所属：トーアいこいの杜生活支援センター

私が、相談業務を始めて行ったのは、在宅支援センターに勤務してからであった。それまでは看護師として勤務をしていた。介護保険がスタートして医療と介護の連携はより重要なものとなっていた。在宅で生活される多くの高齢者の方と接する事で、身体が不自由でも、認知症状が見られても在宅生活を続ける高齢者が沢山いる事に驚かされた。介護保険が始まった為に、多くのリスクの高い高齢者が発見されて、サービスの提供を受ける事が出来る様になったのは良い事だったと思う。

私は地域で介護教室を開催して、相談を受けたり自宅訪問を積極的に行い、心配事を聞いたりして高齢者の傍らにできるだけいたいと考えていた。

相談業務を続けるうちに、先輩の社会福祉士から、ソーシャルワークの面白さを聞いていて、自分も社会福祉士になりたいと考え資格を取得した。新人社会福祉士になり、傾聴が一番大切と考え、聴く事に重点を置いていた。しかし「きく」には、「聞く」「聴く」「訊く」の3つの違いがある事も意識せず「傾聴が大切」と偉そうに周りにも話していたと思う。「聞く」は音・声を耳に受ける。「聴く」は心を落ち着け注意して耳に入れる。感覚を働かせて識別する事

とある。また「訊く」はあまり使われないが、とがめ尋ねるとの意味がある。この中で当然私達社会福祉士は「聴く」事に努めなければならない。

私は、傾聴に努めていると考えている自分に満足していたかもしれない。今思うと本当に恥ずかしい限りである。

「傾聴」するとは、クライアントが自分で、気づいていない事を自分で気がつく様に援助したり、クライアントの訴えとは違う気持ちがあるかもしれないと考えながら傾聴する。共感しながら傾聴して、クライアントもワーカーを信頼して話す事ができる。そしてクライアント自身が自己決定できる事。こんな援助ができる様に日夜相談を受けているのである。クライアントの自己決定を導き出せる様な相談を行う様に心掛けている。

社会福祉士の仕事は、クライアントが自分自身で物事を決める事が出来る様に、どう傾聴をしていくかが重要な事なのだといふ更ながら感じる。「聞く」では無く「訊く」では無い。あくまでも丁寧に「聴く」事に努める。自分の表情やしぐさが、相手に信頼を与える様な、ケースワークが出来るようにと心がけている。基本ではあるが大切な「聴く」をいつも心がけている。いや心がけていたいと思っている。



【ベテラン社会福祉士の視点】(道南)

「若い皆さんへ～専門性を考える」

氏名：尾形 永造

所属：居宅介護事業所サポートふおゆう

平成7年4月に資格を取得し、今年で23年目になりました。これまでを振り返って、率直なところ社会福祉士という資格をあまり意識しないで過ごしてきたように思っています。ただ、道南在住の有資格者・会員に呼びかけて道南地区支部の立ち上げに関わらせていただいたことや、ばあとなあ北海道の会員として道南地区(函館家裁)で初めて法定後見(保佐)を受任した頃のことを懐かしく思い出されます。

さて、学校卒業後、公立の知的障がい児施設に児童指導員として着任、その後、民間の通所施設に移りましたが、一貫して知的障がい者、自閉症者などの障がい福祉分野で仕事をしてきています。

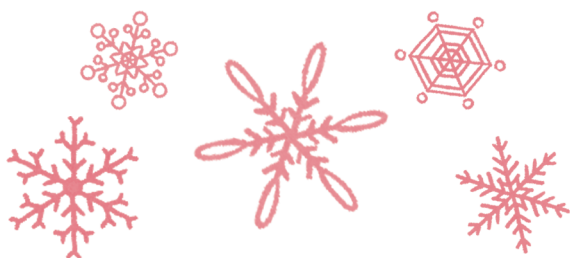
学生時代、所属する学部には社会福祉の学科がありましたが、ほとんど関心を持つことなく卒業しましたので、仕事をしていくなかで自分なりに専門的な知識不足を感じたため、資格取得を目指しました。お蔭で社会福祉士資格をはじめいくつかの福祉専門資格を取得することができました。

ところで、「樹を見て森を見ず」という言葉があります。目先のこと、小さいことに捕らわれて全体を見失うことのたとえに使われますが、障がいのため支援を必要とする人たち個々と接する現場では、あえて言葉の順列を変えるべきでないかと考えています。分かったような理念を振りかざして、障害福祉を論じても虚しさだけが残ります。私たち福祉の現場では、まずは1本1本の樹としっかり向き合うことが求められます。そこからしか本物は生まれてきません。

しかし、仕事に深く入り込むほど、他の部分が見え難くなることもあるはずです。そうであれば、自分がいまそこでなにをしているのか、何故しなければならないのか、常に現場に身を置きながら、自分自身を検証し続けなければなりません。その意味で、所属する職場の歴史とそこにある価値観を、しっかりと把握しておく必要があると思います。

様々な人がいて、様々な考えがあります。その違いを持ちながら、実践の中で一つに結びついているという、この貴重な姿勢を皆さんも身につけてほしいと思います。

その違いは、一人ひとりの障害者にも言えます。彼らもまた同じではありません。集団の持つ限界を踏まえつつ、なお個人の問題と向き合い、それを大切にするには培われた力が必要です。それをいきなり皆さんに求めるつもりはありませんが、そのことを見抜く目は持てるはずですよ。



【道内ぐるぐるリレーエッセイ】

「946より」

氏名：望月 誠

所属：道東勤医協 釧路協立病院

いま、釧路でソーシャルワーカーとして働いていることに幸せを感じています。

ぼんやりと人の役に立つ仕事をしたいと考えてふんわりと福祉を学び、決して雰囲気の良いとは言えない相談室に配属され、ひとり残された部屋の中で内容も理解できないまま電話の対応。配属されて間もない頃は電話が鳴るたび心臓が高鳴り、相談室の窓から見える釧路川を眺めては「この先やっていけるのか…」と考え、ソーシャルワーカーという肩書に押し潰されそうになったことを今も鮮明に覚えています。

そんな私でしたが、お話しを伺った一人ひとりの患者さんに成長させていただいてきたと感じています。病気や困難を抱えながらもそれを乗り越えようとする強さと明るさを持っていること、患者さんが抱える困難を生み出している背景に目を向けること、そして、どうするかを決めるのは他ならない本人自身であること。聞くことしかできない私とのやり取りの中で、もう一度考える機会につながったり、取り組むべき課題に気づくことができたなら、患者さん本人の力でしかなかったように思います。

そして、現在においてもソーシャルワーカーの先輩や仲間たちとの出会いや飲み会は、ソーシャルワーカーとしての立ち位置を確認し、日々の実績を高める大切な機会

になっています。職場はもちろんですが、同じ民医連や職能団体で活動するソーシャルワーカーの姿はロールモデルとして私を導き、また、その存在はクライアントを支える強力なネットワークやチームメンバーとなっています。さらに、そのつながりの中から、患者さん一人ひとりの思いに添った退院支援を行うためには、釧路地域全体で退院時連携のあり方を考える必要があると考えた仲間たちに想いを同じくする様々な職種が加わることで、有志の会（CCL）を立ち上げることにもなりました。

先日患者さんのご家族から「私達の考えに添った提案をしてくれとても感謝しています。話を聴いていただいてありがとうございました」という言葉を頂きました。自身を振り返り、釧路川を眺めていた頃から多くの方々に教えて頂いたことを日々の実践や活動に生かすことができてきたかなあと感じています。

これからもたくさん学ばねばと、昨年、机を購入し、小学生の息子の隣に置きました。まだまだどちらかという私よりも飼い猫が座っている割合が高いのが現状ですが、クライアントの変化を支えることができるよう、多くのことを吸収し、自分自身も変化できるよう努力していきたいと思います。これからも生まれ育った釧路の地で、ソーシャルワーカーとして少しでも貢献できるよう、クライアントと地域へアプローチしていきたいと考えています。

—猫が居座る机上にて

【新人社会福祉士紹介①】(道央)

□氏名：塚本 正子

□年齢：54 歳

□所属：社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 ボランティア振興課



「50の手習い」で平成27年度に社会福祉士の資格を取得しました。札幌市社協で働かせていただくことになったことをきっかけに、若いころ目指していたものに一度立ち戻ってみようという気持ちでした。

20代のころ、生活保護のケースワーカーをしておりましたが、情報に恵まれない人々が複雑な法律や制度の中、“相談する”ことに思い至らずにいたゆえの無念を聞くことが幾度かありました。失った財産のこと、雇用のこと、社会保障のこと、悪質商法の被害のことなど、幅広い分野に亘っていました。何ができるのかと一人考えたこともありましたが、職を離れ、やがて自分の生活に取り紛れて、ずいぶん時間が経ってしまいました。

平成とともにスタートした社会福祉士が、大きな力をもつ専門職集団へと成長していたのを知り、このたびその末端に加えていただき嬉しいかぎりです。情報が発達した今ですが、権利擁護の問題など、身近な相談業務の必要性は高まっています。研修に積極的に参加し、少しでも力をつけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



【事務局からのお知らせ】

2017年度事業計画書・予算書について

去る1月28日、2016年度第4回理事会において、2017年度事業計画及び収支予算が決定されました。事業計画書・予算書については、ホームページをご覧ください。

また、紙ベースで送付を希望される方は、様式を問いませんので、会員番号・氏名・郵便番号・住所・電話番号を記載の上、FAX等にて事務局までお申込み下さい。

《第19回定時総会日程》

と き：2017年6月10日(土) ところ：かでの2.7

問い合わせ先 北海道社会福祉士会事務局

電話 011-213-1313 FAX 011-213-1314 (担当 堀川・小林)



【クロスワード】 ここにもいます 社会福祉士

北海道社会福祉士会の会員がいる市町村名で、パズルを作りました。
A～Gに入るひらがな7文字をつなげると、『都道府県、市区町村
に設置された地域住民の福祉をつかさどる行政機関』となります。



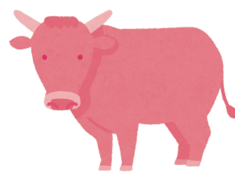
A〇〇 ～ドラマ「北の国から」の舞台でも有名で、
極上のパウダースノーを求めて国内外から
スキーヤーが訪れる。



B〇〇 ～特別天然記念物「タンチョウ」や阿寒湖の
「マリモ」をはじめとする世界的にも貴重
で魅力あふれる地域資源が豊富にある。



C〇〇 ～オホーツク海に面しており、知床半島を羅臼町と二分している。
D`〇〇〇 ～黒毛和牛や虎杖浜たらこ等豊富な山海の幸に恵まれ、町内全域に
温泉が湧出している。



〇E〇 ～ゲートボール発祥の地。
〇〇F〇 ～第58代横綱千代の富士の出身地。

〇G〇〇 ～らいでんスイカが有名であるが、近年ではメロンやそのほかの農
産物にもらいでんの名前がつき、らいでんブランドが確立された。



【前号の答え】 = 「救護施設」

(たいき、ほくりゆう、うらかわ、ごしみず、しべつ、せたな、つるい)

※道内で9か所あり、利用者の福祉の向上と社会的自立の促進を援助している。

【各地区支部からのお知らせ】

【道央地区支部】

2月24日（金）18時30分～札幌市社会福祉総合センターにて会員サロンをテーマ「ひきこもり支援の実際」で、3月4日（土）10時～「司法分野に関する研修会」、13時30分～「権利擁護セミナー」をかでの2・7にて開催。参加申込はFAX（050-3033-1032）へ氏名、勤務先、電話番号をお知らせください。

【道北地区支部】

地区支部での今年度最後の研修のご案内です。第15回高齢者障害者の権利擁護セミナーを、2017年3月4日（土）13時30分～、旭川市大雪クリスタルホール大会議室（旭川市神楽3条7丁目）にて、テーマ：「安心できる制度 成年後見制度」で開催いたします。

参加お待ちしております。

【道南地区支部】

道南では、2月4日に社会福祉士会・M協会・P協会の三団体の研修会を「地域包括ケアシステム」をテーマに開催。各団体からの事例（創作を含む）を基に専門職としてこのことを考えます。そして3月11日には社会福祉セミナーで今度は市民に向けて発信し、市民の皆さんと「地域包括ケアシステム」について考えます。

【日胆地区支部】

《研修報告》 日胆地区支部独自事業

平成28年度地域福祉ケア学習会

と き：平成29年2月11日（土）

と ころ：苫小牧市民会館（206会議室）

テーマ：「刑務所の内側から～受刑者支援の

実際と福祉の連携」

講 師：佐藤 珠美 様

【十勝地区支部】

9月24日に権利擁護セミナーを開催し36名の出席でした。11月5日に「夢再発見！～介護×看護×地域＝∞～」と題し社会福祉セミナー、12月10日は地区支部意見交換会及び第二回学習会を開催し、会員からの実践報告を聞き学びを深めました。

今後は2月18日に道東ソーシャルワーク研究会を釧路市にて予定しています。

【オホーツク地区支部】

成年後見制度の利用方法や触法障害者支援について実務内容を通して制度理解を深められる機会として、平成29年2月18日（土）に紋別市総合福祉センターにおいて、流水の町ひまわり基金法律事務所所長・長岐和恵様をお招きし「ガッキー先生の出前講座～成年後見・触法障害者支援編～」を開催しました。

【釧根地区支部】

当支部では、毎月定例学習会を実施しており2月で100回を迎えることができました。担当が企画に苦勞をすることもありましたが継続して実施しています。

3月12日には、当支部20周年記念事業として、市民公開講座『生きづらさを抱えた人々への支援』を開催します。詳細は道会HPをご覧ください。

